

確定拠出年金の拠出限度額の見直し等に 伴う厚生労働省関係省令案等に関する 意見募集開始について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 10月22日、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案」及び「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案」に関する意見募集※1※2が開始されました。これは、2024年12月1日に施行される企業型DC及びiDeCoの拠出限度額の見直し等に伴い、DC・DB法施行規則等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案です。
- 省令案および通知案の改正内容は、以下のとおりです。
 1. DC事業主による加入者情報の通知
 2. 基金型DB加入者の資格取得・喪失情報の届出期限の見直し
 3. 規約の変更に係る実施事業主への情報提供
 4. 国民年金基金連合会への情報の提供
 5. 他事業主に使用される者として他制度加入者となる者の申出
 6. iDeCo加入者の資格有無の申出
 7. 企業型DC加入者等が閲覧することができる事項等
 8. DB規約の軽微な変更の見直し

※1 [確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について](#)

※2 [「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見の募集について](#)

意見募集締切日・公布日・施行期日

- 意見募集締切日：2021年11月20日
- 公布日・発出日：2021年12月予定
- 施行期日：2024年12月1日（一部規定は2022年5月1日、2022年10月1日）

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. DC省令案の改正概要

改正項目	省令案の改正概要
(1)DC事業主による加入者情報の通知	<p>【企業型DC事業主による企業型記録関連運営管理機関(以下、企業型RK)への加入者情報の通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主は、企業型DC規約の承認を受けたときは、速やかに、企業型DC加入者が他制度加入者(存続厚生年金基金の加入員を含む)に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額を企業型RKに通知すること 事業主は、企業型DC加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかにその旨及び変更後の他制度掛金相当額を企業型RKに通知すること
(2)基金型DB加入者の資格取得・喪失情報の届出期限の見直し	<p>【基金型DB実施事業主の基金への届出期限の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金型DBの事業主が基金に届け出なければならない加入者の資格取得・喪失情報の届出期限について、当該資格取得・喪失日から30日以内としているところ、これを当該資格取得・喪失日から30日又は当該資格取得・喪失日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までに変更
(3)規約の変更に係る実施事業主への情報提供	<p>【DB事業主代表・DB基金の実施事業主への規約変更内容の通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> DB事業主の代表又はDB基金は、規約を変更しようとするときは、当該変更に係るDBの実施事業所の事業主へ、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報提供を行わなければならない
(4)国民年金基金連合会への情報の提供	<p>【DB事業主等の国民年金基金連合会への他制度掛金相当額等の通知】(いわゆる企業年金プラットホームへの情報連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> DB事業主等、石炭鉱業年金基金及び存続厚生年金基金は、毎月末日における他制度加入者に関する他制度掛金相当額等の情報を翌月末日までに、企業年金連合会を經由して国民年金基金連合会に通知しなければならない
(5)他事業主に使用される者として他制度加入者となる者の申出	<p>【企業型DC加入者の事業主への他制度掛金相当額の申出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者は、自らが加入している企業型DC事業主(以下、企業型DC加入事業主)以外の事業主に使用される場合であって、他制度加入者に該当するときは、速やかに、他制度掛金相当額等を記載した申出書を企業型DC加入事業主に提出すること 企業型DC加入者は、他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかに変更後の他制度掛金相当額等を記載した申出書を企業型DC加入事業主に提出すること

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. DC省令案の改正概要(続き)

改正項目	省令案の改正概要
(6)iDeCo加入者の資格有無の申出	<p>【iDeCo加入者の国民年金基金連合会への資格有無の申出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金第2号被保険者がiDeCo加入者となろうとするときは、国民年金基金連合会に対して、以下の資格有無を申し出ること また、当該資格を取得・喪失した場合は、国民年金基金連合会に対して、取得・喪失年月日等を記載した届出書を提出すること <ol style="list-style-type: none"> ①企業型DC加入者 ②他制度加入者 ③国家公務員共済組合の組合員 ④地方公務員等共済組合の組合員
(7)企業型DC加入者等が閲覧することができる事項等	<p>【企業型RK等の他制度掛金相当額の開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型RK等は、ホームページにおいて、企業型DC加入者に係る他制度掛金額等を、当該企業型DC加入者が閲覧できる状態に置かなければならない

【ご参考】企業型RKのWebサイト等による企業型DC加入者に対する情報提示項目

- 企業型RK等が電子通信回線を通じて企業型DC加入者が閲覧できる状態に置かなければならない(DC法第27条第2項)事項は次のとおり(DC法施行規則第21条の2)
 - ①企業型DCの事業主及び加入者掛金の情報
 - ②DB等他制度加入者に該当する場合はその旨
 - ③企業型DC加入者がDB等他制度掛金を考慮してiDeCoに拠出できると見込まれる掛金額

2. DB通知案の改正概要

改正項目	通知案の改正概要
(1)DB規約の軽微な変更の見直し	<p>【DB規約のその他軽微な変更の見直し】 (法令解釈通知の改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> DB施行規則第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更から、規約変更の効力を有する日前の期間に係る「給付額の増額となる規約変更(事業主が企業型DCを実施している場合に限る)」を除く

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。